

三浦地域資源ユーズ株式会社 御中

視察等申込団体名_____

〃 代表者名_____ (印)

三浦バイオマスセンター

視 察 等 申 込 書

(愛称=「^{エムケイイー}M K E ^{ビマ}BIMAステーション三浦」)

標記施設の視察等をいたしたく下記のとおり申し込みます。

| | | |
|------------------|---|---|
| 申込者氏名等 | 氏名()左の人の住所、TEL FAX _____ 上記の人の団体内における立場_____ | |
| 視 察 日 時 | 年 月 日 () 午前 時 分～ 時 分まで 分間 午後 時 分～ 時 分まで 分間 | |
| 視 察 人 数 | 大人 () 名、中・高校生 () 名、小学生 () 名 | |
| | 男女別内訳=男 () 名、女 () 名、計 () 名 | |
| | ※会議室の定員は最大 40 名です。それ以上の場合はご相談下さい。 | |
| 視 察 目 的 | ①同様施設建設の参考(具体的に) ②環境教育(具体的に) ③その他(具体的に) | |
| 利用交通機関 | 電車 タクシー 乗用車 マイクロバス 観光バス その他 () 施設到着予定時間 時 分頃 | |
| 視 察 料 (減免希望含) | (下記※書をお読みの上、 右の該当するところへ○して下さい) | 有料で了解する 減免してほしい { 交渉の余地あり 全額免除を希望 |
| 他に希望したい事(該当に○) | 1 食事処 2 宿泊先 3 観光施設() 4 風力発電機・太陽光発電やバイオ燃料の渡し船 5 地場産品の土産直売所 6 その他() | |

※この施設は、環境に優しい施設とするため様々な工夫を施しており、またパンフレットやDVD等をつくってわかりやすくご案内ができるように努めています。この資源循環型施設が今後広く普及啓発され、より良い地域社会の発展に貢献できるための費用の一部に充てるため、視察費用をご負担(大人1名500円、中高校生200円、小学生以下無料)いただくこととしましたのでご理解の上ご協力下さい。尚、条件によっては減免規定もありますのでご相談下さい。

様
上記、視察について承諾しました。(尚、承諾条件は以下のとおり)

年 月 日
三浦地域資源ユーズ株式会社 総務部長 千葉 智 (印)

三浦バイオマスセンターの視察等に関する規程

三浦地域資源ユーズ株式会社

(目的)

第1条 この規程は、三浦バイオマスセンター(以下「本施設」という。)に研修・学習・研究等のため視察に訪れる人々(以下「視察者等」という。)に対して、その目的に対応した説明や施設案内等のサービスを提供する内容について明らかにするとともに、本施設が資源循環型施設として広く普及啓発されてより良い地域社会の発展に貢献できるための諸費用の一部に充てるために視察者等から徴収する視察料及びその減免規定を定めることを目的とする。

(提供するサービスの内容)

第2条 視察者等の視察の目的によって、提供すべきサービスを定めることとするが、基本的サービスとしては以下のとおりとする。

- (1)本施設を紹介するカラーパンフレット(A3版両面印刷)の提供=原則として1人につき1枚
- (2)三浦地域資源ユーズ株式会社と本施設を紹介するDVDの上映
- (3)本施設の施設・プラント等の視察・案内(但し、運転作業に支障をきたさぬ範囲)
- (4)上記(2)のDVDを上映するための管理棟地上1階会議室の利用と放映
- (5)視察者等が車輜で訪れる場合の駐車場の提供
- (6)視察者等との質疑応答及び意見交換機会の確保
- (7)その他視察者等が求め、当社との間で合意したサービス

(当社としての普及啓発活動等)

第3条 本施設に視察等に訪れる者を誘致し、本施設の資源循環型施設としての宣伝啓発を行い、より良い地域社会の発展に貢献するため、市内宿泊施設や市内外の環境・教育・観光などの関係団体等に働きかけ又は連携することとする。

(視察の申込方法と視察料及び減免制度)

第4条 本施設の視察者等は、原則として視察日の1ヶ月前迄に別紙1により必要事項の全てを記入して申込まなくてはならない。

- 2 申込みがあった場合、当社は日時や提供サービスの内容等について審査等を行い、支障がないと判断した時は申込者に対して、別紙1の下段により承諾しなければならない。
- 3 視察料は原則として以下のとおりとする。

| | | |
|------------|---------------|----------|
| 大人 1人 500円 | 中・高校生 1人 200円 | 小学生以下は無料 |
|------------|---------------|----------|

4 以下の場合、視察料を減免する。

| 区分 | 減免の条件 |
|-----------------------|---|
| 1 / 2 減 額 | <p>ア、三浦市以外の中・高校等の生徒の環境教育等の一環としての施設見学。(含、引率する教員等)</p> <p>イ、三浦市民の生活向上や環境向上に貢献・寄与している又はしようとする団体等の視察。</p> <p>ウ、当社運営への貢献や三浦市政運営に社会貢献している又はしようとしている団体等の視察。</p> <p>エ、その他、1/2減額の必要があると認めた場合。</p> |
| 全 額 免 除 | <p>ア、当社の出資団体の視察。</p> <p>イ、地元3区の住民や関係漁業者の視察。</p> <p>ウ、三浦市議会議員と三浦市の行政委員会委員等の視察。</p> <p>エ、当社の設立や審査委員会及び本施設の整備・運営に関与した又は関与する団体の視察。</p> <p>オ、三浦市職員の研修目的の視察。</p> <p>カ、国及び県の環境・農政分野の職員・行政委員等の視察。</p> <p>キ、三浦市内の中・高校等の生徒の環境教育等の一環としての施設見学。(含、引率する教員等)</p> <p>ク、当社と本施設の運営・管理に貢献・寄与した又はしている団体等の視察。</p> <p>ケ、その他、全額免除の必要があると認めた場合。</p> |

(附則)

- 1、この規程は、平成22年11月1日から施行する。
- 2、この規程に定めるもののほか、必要な事項については当社社長の判断するところとする。

(以上)